平成２１年（フ）第１１４４号
千葉市緑区誉田町２丁目24番地の131
債務者　野中喜世美（旧姓明田川）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１４９号
千葉市若葉区小倉台４丁目１番121号
債務者　足立　邦子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１５２号
千葉県習志野市花咲２丁目17番１号
債務者　冨田　幸男
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１５７号
千葉市中央区千葉寺町1250番地２　プチモンド302号
債務者　今井　直美（旧姓目加田）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１９０号
千葉県船橋市宮本６丁目９番５号　ホワイトハウス201号
債務者　小島裕美子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２０５号
千葉市中央区南町２丁目14番６号　ロイヤルクレストＯＧ208号
債務者　新井　　茂
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２０８号
千葉県市川市湊新田１丁目９番20―201号　ＲＳビル
債務者　川副　あい
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７０６号
岐阜市西鶉３丁目84番地２
債務者　堀江　文一
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７１５号
岐阜市桜通５丁目14番地２　エントピアＡＲＡＩ　Ａ棟201号室
債務者　伊藤　素子（旧姓淺野）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７１９号
岐阜市茜部新所３丁目120番地５ビラ茜601号
債務者　住吉　珠美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７３２号
岐阜市切通７丁目６番１号切通ガーデンハイツＡ棟105号室
債務者　清水　信宣
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７３３号
岐阜市切通７丁目６番１号切通ガーデンハイツＡ棟105号室
債務者　清水　明美（旧姓増川・成瀬）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５９５号
静岡県湖西市鷲津1544番地の33　サンコーポラス鷲津１―503
債務者　川畑アンデルソンこと　カワバタ　アンデルソン　ヨシヒロ
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３０２５号
名古屋市南区柴田町１丁目７番地の２　やよい荘１号
債務者　瀬谷　義行
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０４９号
名古屋市北区楠２丁目206番１　ファミール幸102号室、住民票上の住所名古屋市中川区法華西町２丁目30番地の１　ハイツ佐野201号
債務者　北條あずさ（旧姓行本）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２６６号
名古屋市西区大野木２丁目206番地　グリーンコーポ203号
債務者　丹羽　　肇
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７４８２号
大阪府枚方市桜丘町72番３号
債務者　桝本　久美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部